

利用のための基盤整備、施設整備を図るほか、都市との安定的な交流のための拠点等としての施設を整備するとともに、交流促進のための体制整備等を行った。

イ 流域森林フォーラム事業

森林の公益的機能の発揮に対する期待の高まりを受け、シンポジウム、森林の文化展など流域の上下流関係のあり方等についての課題の解決を図る場を設けることにより、森林の有する価値を広く一般に啓発しつつ、森林整備についての上下流の合意形成を図るとともに、分収育林等これを通じた森林整備を促進する事業を実施した。

(3) 都市と山村の交流促進

ウ 「山村で休暇を」特別対策

近年、余暇の増大やライフスタイルの多様化等が進む中で、自然とのふれあいやゆとりある生活への希求が高まっている。

一方、山村においては、過疎化、高齢化の進展により、森林の管理水準の低下が懸念されており、山村地域の豊かな資源を活用した山村の活性化が課題となっている。

このため、都市住民等の山村における滞在型余暇活動を促進し、山村地域の活性化を図るため、基本計画を策定し、これに基づき、都市住民等の滞在・体験のための森林空間の整備、都市と山村の交流の基盤となる施設等を整備する事業を実施した。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長が地域の実状に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

1 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

我が国の林業・山村を巡る環境は、経済の国際化及び円高の進行、機械化及び路網整備の遅れ、国産材の加工・流通部門の体制整備の遅れ等による国産材の供給力の低下に加え、林業従事者の減少と高齢化の進行等ますます厳しくなっており、林業生産活動は、依然として停滞を続けている。また、山村は、過疎化、高齢化が進み、産業の振興及び地域社会の維持発展を図る上で深刻な状況となっている。他方国民の価値観の多様化に伴い、木材の需要は多様化、高度化するとともに、森林に対しては、自然や伝統文化とのふれ合い、保健休養や森林レクリエーションの場としてますます期待が強まってきた。

このような情勢の変化に対処して、林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」（活性化林構）を平成2年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の成果を踏まえて、地域の森林資源の成熟度と特色を活かしつつ、林業生産の高度化のための活動の推進、林業生産基盤の整備及び林業経営高度化施設の整備、森林体験・交流促進施設の整備等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施することとした。また、本対策より補助事業とともに農林漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施されている。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実状に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業（平成2～3年度で終了）の4タイプの事業に加え、特別対策として、美しい森林むらづくりモデル事業、林業山村活力増進モデル事業（平成4～5年度実施）の2事業を実施している。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業（総合型）は、林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として、林業の担い手の組織化、林業生産の協業化・計画化、新技術の導入等の組織的な取り組みを推進するとともに、林業

生産基盤及び林業生産高度化施設、林産物利用高度化施設の整備、山村の生活・就労環境の改善等に関する事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国で480地域を対象として、平成2年度以降逐次林業構造改善事業計画を樹立し、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業1億円で実施する。

イ 産地形成型林業構造改善事業

産地形成型林業構造改善事業（産地形成型）は、国産材の主産地となり得る広域の区域を対象として、需要動向に対応して的確に国産材を供給できる産地づくりを促進する活動を推進するとともに、国産材の拠点的かつ高度な加工流通を行う施設、需要拡大を促進する施設等の整備を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は全国で100地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業10億円、単独融資事業3億円で実施する。

ウ 資源活用型林業構造改善事業

資源活用型林業構造改善事業（資源活用型）は、地域の森林資源を総合的に活かしたむらづくりを行おうとする市町村の区域を対象として、森林の総合利用を促進する活動を推進するとともに、森林産物等の生産・加工施設、森林体験及び山村・都市交流を促進する施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国で120地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施する。

エ 美しい森林むらづくりモデル事業

美しい森林むらづくりモデル事業（美しいむらづくり）は、基幹的な生産基盤が相当程度整備されている地域において、地域の伝統文化・自然景観等の地域資源を活用し、地域住民にとり快適で魅力ある美しい森林むらづくりを推進するための事業を実施するものである。

事業は、全国で10地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業2億円で実施する。

オ 林業山村活力増進モデル事業

林業山村活力増進モデル事業（活力増進モデル）は、林業の担い手を育成確保し、林業山村の活力増進を図ろうとする地域において、林業等の振興による良好な就業の場の確保、快適な生活環境の整備を推進するための事業を実施するものである。

事業は、全国で40地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業1億円、単独融資事業0.5億

円で実施する。

(3) 事業の概要

事業実施の進め方や事業内容等については、活性化林構の中心事業である総合型林構に各事業ともほぼ準じている。総合型林構の事業内容等については、次のとおりである。

ア 計画地域の指定

都道府県知事は市町村長から計画地域の指定の申請を受けた場合には、あらかじめ林野庁長官から指示された目標数の範囲で計画地域の指定を行う。

イ 計画の樹立及び認定

市町村長は総合型林構事業計画を作成し、都道府県知事に認定の申請を行う。知事は林野庁長官と協議の上計画の認定を行う。

ウ 事業内容（事業種目）

総合型林構の補助対象とする事業種目の概要については次の通りである。

(ア) 林地保有合理化事業……地域林業の担い手の林業経営規模の拡大を図るために行う事業で、林地の流動化、入会林野の近代化、分取造林の促進等を行う事業である。

(イ) 構造改善推進事業……地域林業の組織化、林業生産活動の高度化の推進を図る事業で、組織化推進活動、林業生産高度化推進活動、高能率作業モデル団地の整備を行う事業である。

(ロ) 林業生産基盤整備事業……林業生産活動の効率性を高めるため、林業経営路網の整備（林道の整備、作業道の開設）及び高能率作業基地の整備を行う事業である。

(ハ) 林業経営高度化施設整備事業……林業経営の高度化を図るための機械施設等の整備を行う事業であり、林業生産高度化促進施設、林産物利用高度化促進施設の整備、林業情報処理促進施設の整備を行う事業である。

(ニ) 林業者定住化促進事業……林業生産活動の場である山村地域の生活・就労等の環境を改善し、林業者等の定住条件の整備を行う事業であり、林業環境の整備、就労安定促進、複合経営推進施設の整備、特用樹林造成を行う事業である。

(ホ) 特認事業……経営的・技術的に斬新なもの又は前記各事業に準ずるもので、当該地域の林業構造の改善を図る上で、特に必要であり、補助事業として適切なものを特認事業として実施する。

(4) 平成5年度の事業実施状況

平成5年度は、新たに100地域（総合型70、産地形成型10、資源活用型20）を指定した。

また、110地域(総合型75、産地形成型10、資源活用型25)が着工し、総着工地域数は370地域(総合型218、産地形成型34、資源活用型68、美しいむらづくり10、活力増進モデル40)となった。

2 入会林野等の整備

(1) 経 緯

入会林野又は旧慣使用林野(以下「入会林野等」という)である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る入会権又は旧慣使用権(以下「入会権」という)などの旧来からの慣習的権利関係を近代的な所有権、地上権等の権利関係に改め、農山村民の農林業経営の健全な発展に資することを目的として、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」(昭和41年法律第126号)(以下「入会林野等近代化法」という)が制定された。

入会林野等近代化法が規定している内容は、主として権利関係の近代化を実現するために必要な手続き及び不動産登記の特別措置(権利関係の近代化のための登記手続きの簡素化)、近代的権利取得に伴う権利者の経済的利益についての非課税等租税の減免措置等を定めているものである。

林野庁においては、この法律に基づく権利関係の近代化と、近代化後の土地の農林業上の高度利用を円滑かつ、適正に推進するため、42年度から51年度までの10か年を第1期として「入会林野等整備促進事業」を52年度から61年度までの10か年を第2期として「入会林野等高度利用促進対策事業」を実施し、さらに62年度から第3期として「入会資源総合活用促進対策事業」を推進しているところである。

41年当時には、全国に約200万 ha を超える広大な入会林野等があり、このうち10ha 以上の入会林野等185万 ha を対象として近代化を図る計画のもとに事業を進めている。

42年度から実施した入会林野等整備促進事業の内容は、市町村及び整備の対象となった入会集団等に対する制度の啓蒙普及、整備対象入会林野等の調査・測量を実施するとともに整備計画樹立についての技術援助等であり、それぞれの実施に伴う経費について助成を行った。

このほか沖縄県に対しては、47年度に入会林野等の実施調査を行うとともに49年度から市町村及び入会集団に対し制度の啓蒙普及を実施し、それぞれに助成を行った。

51年度には今後の整備の促進方策を定めるために「入会林野等高度利用促進調査」を実施するとともに、学識経験者による「入会林野等高度利用促進検討会」を設置した。これらの検討結果を踏まえ、52年度から第2期対策として入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。57年度からは、入会林野等高度利用促進対策事業の中の特別対策事業を特用林産振興対策事業及び山村高齢者林業園設置推進事業等と統合し、林産集落振興対策事業として実施することとした。

58・59年度には未整備入会林野の利用状況と未整備事由の把握のため「入会林野等整備促進調査」を実施するとともに、入会林野等をめぐる問題点と高度利用の方向等を検討するため学識経験者による「入会林野高度利用促進懇談会」を設置した。これらの調査結果等を踏まえ、62年度から新たに入会資源総合活用促進対策事業を実施している。(表21)

表21 5年度予算の概要

区 分	5年度予算額 (千円)	補正後の予算額 (千円)
入会資源総合活用促進対策費補助金		
(1) 入会資源総合活用促進対策事業費	10,268	8,728
(2) 入会資源調査測量費	33,585	30,652
(3) 入会資源総合活用促進対策事業推進費	10,796	9,177

(2) 事業の概要

ア 入会林野等整備促進事業

入会林野等整備促進事業の全体計画は42年度から51年度までの10年間に整備を行うものとし、本事業の整備の対象となる入会林野等は15,540事業体、面積は約145万 ha と見込み、このおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

なお、調査測量については、入会林野等整備促進事

業と林業構造改善事業とにより実施することとし、それぞれの事業量は、前者にあっては全体の46%に相当する7,150事業体、67万1千 ha、後者は54%の8,390事業体、78万7千 ha を対象とし、それぞれ2分の1事業量を補助の対象とした。

イ 入会林野等高度利用促進対策事業

第1期対策が終了した51年度末において残存する未整備入会林野等105万 ha を整備するため、52年度から

10年間に於いて入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。

(ア) 本事業の整備対象となる入会林野等は8,158事業体、面積は79万 ha と見込み、これのおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

(イ) 調査測量については、全体の56%に相当する4,568事業体、44万1千 ha を本事業の対象とした（残り44%は林業構造改善事業により実施することとした）。

(ウ) 整備対象のうち、おおむね1,000地区を対象に、1地区当たり平均事業費3,000万円とし入会林野等高度利用促進特別対策事業を実施することとした（57年度から林産集落振興対策事業に統合された）。

ウ 入会資源総合活用促進対策事業

第2期対策が終了した61年度末において整備を必要とする入会林野等は約80万 ha となっており、62年度から10年間に於いて半数の40万 ha を整備するため、新たに入会資源総合活用促進対策事業が発足した。その内容は次のとおりである。

(ア) 活用促進対策推進事業

都道府県知事は入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するために、入会資源活用促進対策協議会の開催、コンサルタントの設置、嘱託登記及び調停を行う。

(イ) 活用促進対策事業

市町村長は入会林野等整備に先立って、当該林野の活用方針を明らかにするため、活用基本計画を策定する。

市町村長は入会集団又は整備組合に対し、入会林野等整備を進めるための必要な手続き及び関係法令等についての説明会を開催する。

市町村長は整備組合に対し、入会林野等整備計画の策定についての指導を行う。

市町村長は、必要がある場合は、入会林野等の土地及び立木の多面的活用と農林業経営の活性化を図るための経費に充てるため、都市住民等からの資金の導入を促進することとし、これに資するための情報提供を行う。

(ウ) 調査測量事業

市町村長は、入会林野等整備を適正に実施するために必要がある場合は、当該入会林野等の測量及び立木等の調査を行う。

(3) 入会林野整備の実績及び進行状況

ア 整備の実績

入会林野等近代化法の制定以来この27年間に都道府県知事の許可を得て権利関係の近代化を完了したものは6,186件、542,324ha である。その実績は、49年度の

52,663ha をピークにその後漸減傾向にあり、5年度においては66件、5,211ha となっている。その整備の内容は表22、23のとおりである。

表22 入会林野等整備の実績（5年度末累計）

市町村数	件 数	面 積	1件当たり面積
4,006	6,186	542,324(ha)	88(ha)

表23 権利者の状況（5年度末累計）

入会権者 等総数	権利取得 者数	権利取得 者率	1件当たり 権利取得 者数	1権利取得 者当たり 面積
(人)	(人)	(%)	(人)	(ha)
A	B	B/A		
402,563	395,355	98.2	64	1.4

イ 整備後の土地利用状況

入会林野等の権利関係を近代化し、近代化後の土地の農林業上の高度利用を図ることが、この法律の目的であるが、整備後の土地利用の状況は表24のとおりであり、整備前後の土地利用目的を対比すると、林地は整備前より整備後の方が増大し、農用地は約半分になっている。

表24 整備前後の土地利用目的別面積の内訳

区 分	(5年度末累計)		
	林地 ha	農用地 ha	その他 ha
整備前A	522,434	17,841	2,049
整備後B	531,687	9,434	1,203
増△減B-A	9,253	△8,407	△846

ウ 整備後の経営形態

整備後の経営形態は大きく分けて個別経営・協業経営の2種類となる。また、整備後の経営形態は整備前の利用形態（共同利用・直轄利用・分割利用・契約利用）と関連することが多い。すなわち、一般には整備前の経営形態が分割利用の形態をとっていたものは、すでに各権利者間でそれぞれ異なる利用がなされていた場合が多いため、整備に際して整備後これを協業経営にもっていくことは極めて困難なことであり、そのほとんどは個別経営の形態をとることになる。一方、整備前の他の利用形態をとっていたものは整備後、個別経営に移行しようとしても、新たに分割等の必要があるため、分割地の調整等が極めて困難であること等から協業経営の方式に移行しやすいので、普通この形態をたどるものが大部分である。

しかし、近年生産森林組合等の経営不振により表25に示すとおり整備前に分割利用していたものは約29%

であったのに対し、整備後の個別経営に移行したものは約40%と前述のような障害があるにもかかわらず、かなり増加している。

なお、整備後の経営形態をどのようにするかということはあくまで権利者自身が決定するものであるが、条件の許す限り協業経営を行うよう指導を行っている。

また、協業経営に移行する場合の協業体としては生産森林組合・農事組合法人・その他の法人・共有による経営の4種類の協業体がある。

表26のとおり許可済の面積約54万2千haのうち協業体に移行したものは約60%に当たる約32万6千haであって、1協業体当たり平均面積は約79haである。この

うち、生産森林組合に移行したものは全体面積の中の約54%で、協業体の中の約90%を占めている。

個別経営に移行したものは全体の約40%に当たる約21万6千haで、権利者1人当たり平均面積は1.5haとなっている。

以上が入会林野等整備促進事業を実施してから27年間の実績であるが、いまだ78万5千haほどの入会林野等が整備に未着手のまま存在している。これら入会林野等について、今後とも積極的な整備促進と当該土地等を含む資源の総合的活用を促進することが必要である。

表25 整備前後の利用及び経営形態（5年度末累計と5年度分）

区 分		総 数	整 備 前 の 利 用 形 態				整 備 後 の 経 営 形 態	
			共 同	直 轄	分 割	契 約	協 業	個 別
累 計	面積 (ha)	542,324	159,015	201,165	160,589	21,555	325,658	216,666
	比率 (%)	100.0	29.3	37.1	29.6	4.0	60.0	40.0
5 年 度	面積 (ha)	5,211	1,827	785	2,477	122	1,735	3,476
	比率 (%)	100.0	35.1	15.1	47.5	2.3	33.3	66.7

表26 整備後の経営体等（5年度末累計）

区 分		実 数				構 成 比	
		経営体数	構成員	面積	1経営体当 た り 面積	構成員	面積
			人	ha	ha	%	%
総 数		144,165	441,253	542,324	3.8	100.0	100.0
法人形態による 経営共有の別	計	3,019	259,083	297,267	98.5	58.7	54.8
	生産森林組合	2,926	253,434	291,589	99.7	57.4	53.8
	農事組合法人	89	5,483	5,336	60.0	1.2	1.0
	その他法人	4	166	342	85.5	0.0	0.1
	共有による経営	1,087	42,111	28,391	26.1	9.5	5.2
個別経営		140,059	140,059	216,666	1.5	31.8	40.0

(注) 1 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。

2 同一の権利取得者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。

第4節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

4年度末現在、全国連合会1、都道府県連合会47、森林組合1,596、生産森林組合3,464が設立されている。森林組合は合併の進展等により年々減少しているが、生産森林組合は入会林野等の整備に伴って増加している。

森林組合は地区内森林所有者の51%に当たる174万人（1組合当たり1,109人）の組合員で組織され、その

組合員の所有森林面積は地区内民有林面積（都道府県有林を除く。）の74%を占める1,149万ha（1組合当たり7,325ha）に達する。造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は、1,264組合（結成組合率79%）、総人員38,574人である。

財務状況についてみると、1組合平均の払込済出資金は2,281万円であり、組織、経営、財務基盤ともに年々強化されてきている。

4年度における経済事業取扱量については新植面積3万9千ha（前年度比95%）、素材生産量335万 m^3 （同105%）、木材販売量（素材生産販売量を除く）186万 m^3 （同102%）、山行苗木取扱量1億1,171万本（同80%）

となっている。森林組合の民有林における事業実績は新植面積の83%、素材生産量の15%となっている。

生産森林組合は4年度末現在で30万人の組合員によって37万haの森林を経営している。

都道府県森林組合連合会では森林経営の指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械、山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

全国森林組合連合会は47都道府県森林組合連合会を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を行うほか、経理を区分して森林共済事業を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) ふるさと森林活性化対策事業

森林組合等による地域の不在村者・在村者の森林の適正管理、異分野・他業種との提携による新製品の開発等及びこれら事業に森林組合組織をあげて広域的かつ効果的に取り組むための情報ネットワーク化を推進する事業について助成した。

予算額1億3,753万2千円

(前年度 1億5,281万3千円)

(2) 森林組合合併促進等特別対策事業

森林の流域管理システムにおける中核的担い手として組織・経営基盤の充実した広域森林組合へ体質強化を図るため、合併推進協議会の開催等による関係者の合併に向けての合意形成を支援するとともに、森林組合活動のキーポイントとなっている作業班の育成強化に必要な機械・施設の整備等を行う事業について助成した。

予算額2億697万8千円

(前年度 1億9,676万7千円)

(3) 森林組合監査士監査事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合連合会に監査士を置き、森林組合の経営管理等について適切な指導教育を行うことについて助成した。

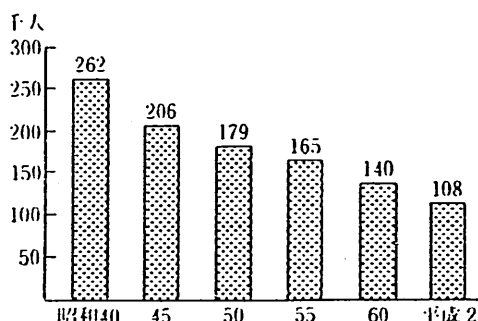
予算額817万4千円(前年度908万2千円)

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成2年における林業就業者数は図1のとおり10万8千人で、昭和55年の16万5千人に比べ35%の減少、また、林業就業者に占める50歳以上の者の割合は図2のとおり68%で、昭和55年に比べ21ポイントの増加となっており、森林の適正な整備と国産材の安定供給を図っていく上で、その育成・確保が重要な課題となっている。

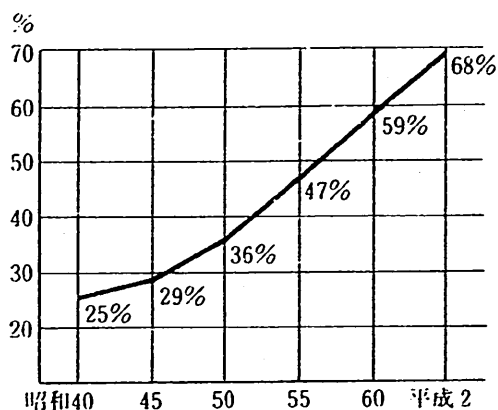
図1 林業就業者数の推移



資料：総務庁「国勢調査」

(注) 国勢調査における林業就業者とは、9月末1週間に主として林業に従事した者である。

図2 林業就業者の高齢化の推移
(50歳以上の占める割合)



資料：総務庁「国勢調査」

2 対策の概要

(1) 林業労働者就業対策

ア 林業労働力育成確保特別対策事業

林業労働力の育成確保を図ることを目的として、就労条件の改善、就労の広域化、技術の向上、若い人材の養成等を推進するのに必要な経費について助成した。

予算額 2億2,432万8千円

(前年度 2億4,877万1千円)

イ 林業就労改善促進対策事業

林業労働者の雇用の長期化・安定化、労働強度の軽減等就労条件の改善を図るため、雨天等作業中断時の就労確保に必要な施設、広域就労の促進に資する施設、高性能林業機械等の整備を行うのに必要な経費について助成した。

予算額 2億583万3千円

(前年度 2億2,870万3千円)

ウ 林業担い手確保総合対策事業

流域単位に設置する「流域林業サービスセンター」による事業量、労働力、機械等の需給調整に資する情報の収集・提供、機械の共同利用・レンタルサービス、多能工技能者の養成と安全訓練の実施、事業量の安定確保対策、育林体験活動の組織化等を一体的に推進するのに必要な経費について助成した。

予算額 2億9,008万円(前年度 0円)

(2) 林業労働安全衛生対策

ア 林業労働安全衛生定着促進事業

林業における労働災害は、近年着実に減少してきているが、他産業に比べると依然として高水準にあることに加えて、林業従事者の高齢化の進行が労働災害の増加につながる事が懸念される状況にある。

このような状況に対処し、林業労働安全衛生の確保対策を強化するため、①都道府県及び地域における労働安全衛生推進会議の開催、総合的な労働安全衛生推進のための体制強化、②安全衛生指導員による作業現場におけるきめ細かな指導活動等の実施、③高齢者等林業従事者に対する健康教室の開催、④機械化の進展に対応した安全作業体系の定着等に必要な経費について助成した。

予算額 6,124万5千円(前年度 6,804万9千円)

イ 林業振動障害総合対策事業

民間林業における振動障害問題に対処するため、都道府県における啓もう普及、一人親方等の特殊健診の促進による予防対策の推進、振動障害軽快者の就労機会の拡大を図るための就労推進モデル事業体の育成、就業促進施設の整備等に必要な経費について助成した。

予算額 5,672万1千円(前年度 6,302万3千円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材需要量は、平成元年の約1億1千万㎡をピークにその後ほぼ横ばいで推移している。

5年の木材(用材)需要量は、新設住宅着工戸数が前年比6%の増と好調に推移し、製材用が同比1%増、合板用は同比5%増となったが、パルプ・チップ用は、紙・板紙の2年連続の生産減を受けて、同比4%減となったために、総数では前年をわずかに下回る1億827万㎡となった。

一方、供給面においては、国産材はパルプ・チップ用の丸太の需要が減少したことから、同比6%減の2,560万㎡となり、輸入材は製材品や合板の輸入が増えたことにより同比2%増の8,267万㎡となった。この結果、輸入材率は前年を1.4ポイント上回る76.4%となった。(表27)

表27 木材(用材)需給の現況

(単位:千㎡()内は前年比%)

区 分	需 要	4 年		5 年	
		数	(%)	数	(%)
総 数		108,489	(96.7)	108,265	(99.8)
製 材 用		50,551	(96.8)	51,159	(101.2)
合 板 用		13,800	(97.1)	14,533	(105.3)
パルプ・チップ用		42,760	(96.6)	40,894	(95.6)
そ の 他 用		1,378	(93.4)	1,679	(121.8)
供給					
総 数		108,489	(96.7)	108,265	(99.8)
国 内 生 産		27,165	(97.0)	25,597	(94.2)
外 材 輸 入		81,324	(96.6)	82,668	(101.7)

外材輸入の供給形態別では、丸太は同比9%減となっているのに対し、製材品は同比16%増、合板は同比36%増となっている。また、パルプ、チップ用も需要が減少しているにもかかわらず、パルプ輸入は同比5%増となるなど、より製品に近い形で輸入が増加している。輸入材に占める丸太の割合も低下が続いており、平成5年は前年を3.8ポイント下回る33.5%となっている。

イ 住宅建設の動向

(ア) 住宅建設の動向等

木材需要の大宗を占める住宅建設の動向をみると、昭和62年以降新設住宅戸数は160万戸を超える水準で推移してきたが、平成3年には137万戸まで急落した。しかし、平成4年からいく分回復し、平成5年には149万戸（前年比6%増）となった。

このような状況の中で、木造住宅は70万戸（前年比4%増）、同床面積は7,512万㎡（前年比9%増）と前年に比べ増加した。戸数の木造率は前年より1ポイント下回る47%となっている。（表28）

また、平成5年の新設住宅着工戸数のうち木造について建て方別の割合（戸数）をみると、一戸建て77.6%、長屋建て3.2%、共同住宅19.2%となっており、木造住宅では、一戸建てに対する需要が高いことがうかがえる。

(i) 木造住宅供給等

国民が良質・安価の木造住宅を入手し得るようにするためには、木造住宅に対する需要者のニーズを把握し、需要動向を踏まえた開発、改良を行い、優良な木造住宅、木質材料を安定的に供給していく体制の整備が必要である。また、資源の有効利用を図り、環境保全に資するための技術開発及び回収、集荷等の情報ネットワークの整備が必要である。このため、林産物生産流通改善対策の一環として、木材需要開発促進及び有効利用のためのスギ一般材総合対策事業、乾燥材供給総合対策事業、地域材住宅部材促進総合対策事業、木質資源利用分野開発促進対策事業、日本住宅・木材技術センター事業を実施した。

a スギ一般材総合対策事業

我が国で広く造林され、今後供給力が大幅に増大するスギ一般材の利用の促進を総合的に図るため、スギ一般材の振興計画の作成、利用技術及び用途の開発並びにスギ一般材の利活用普及のための方針作成、展示会の開催等普及活動を実施した。

b 乾燥材供給総合対策事業

品質・性能の確保された乾燥材の生産供給体制の整備を図るため、乾燥材についての普及啓発、技術研修会、乾燥技術マニュアルの作成等を行うとともに、荒挽き材の乾燥施設モデルの整備、乾燥施設の導入促進等を実施した。

c 地域材住宅部材化促進総合対策事業

我が国の木材需要の中核は、建築用材であり、今後充実してくる国産材資源を有効利用していくためには、木造住宅の振興が緊要の課題となっている。このため、大工など住宅建設の担い手の減少等に対応した建設担い手の技術研修、3階建て在来軸組構法住宅部材等の開発、新構造用製材の生産技術研修及び普及活動等

実施した。

d 木質資源利用分野開発促進対策事業

国産材の新たな利用分野の開発及び木質廃棄物の再資源化等を促進するため、プレハブ住宅の各部材に国産材を利用するための技術開発、スギ等一般材を利用した折衷型2×4工法住宅等のモデル施設整備及び建築廃木材等木質廃棄物の発生・再利用実態調査、回収、集荷等を促進するための情報ネットワークの整備、再利用促進に必要な関連技術の改良・開発等を実施した。

e 日本住宅・木材技術センター事業の実施

木材需要の維持拡大には、住宅等の需要分野における諸情勢の変化に対応した新製品の開発、新利用技術の開発、普及等を推進する必要があるため、5年度においても、引き続き財団法人日本住宅・木材技術センターでは、市場調査、間伐材の需要開発、住宅部材の安全性向上等を内容とする木材利用技術開発・普及推進活動を実施した。

f JAS（日本農林規格）等の推進

製材、合板、集成材、床板等住宅建設に関連する木資材料の需要拡大を図る上で、JASの普及推進は重要であり、規格の検討、普及、需要関係者及び加工者への普及指導等に努めるとともに、JAS以外の新しい木質建材等について消費者に安全性等の優れた製品の供給を図るため、木質建材等認証推進事業を実施した。

g 間伐材等小径木の利用促進

間伐材等小径木の利用開発、需要拡大は、間伐の計画的な推進を図り、健全な森林を育成する上で重要な課題となっている。これに関する対策として、5年度についても、間伐材の利用技術の確立に関する研究、間伐材等展示事業、間伐材需要開発事業等試験研究から製品展示に至る多面的な施策を講じた。

ウ 価格の動向

5年の木材価格は、外材産地価格の高騰により、乱高下となった。米材丸太の価格は米国内の環境問題等により、米マツ、米ツガとも年当初から高水準にあったが、6月以降は戻している。南洋材丸太もマレーシアの輸出規制により、価格は4年末から高騰し、5年6月以降はやや戻したものの大幅な上昇となった。国産丸太も、梅雨時に一時軟化したものの、堅調な動きとなっている。製材市況もほぼ丸太と同様の動きとなっている。

年平均価格でみると、丸太については、スギが3%、米ツガが11%、合板用ラワンが51%、4年価格を上回り、ヒノキは前年並みで北洋エゾマツは5%下回った。

一方、製材品については、スギ柱角が8%、ヒノキ

表28 構造別新設住宅着工戸数・床面積の推移

年 次	総 数			木			造			鉄骨鉄筋コンクリート造			鉄 骨 造			コンクリートブロック造			そ の 他		
	戸 数	床面積 千㎡	総数比 %	戸 数	床面積 千㎡	総数比 %	戸 数	床面積 千㎡	総数比 %	戸 数	床面積 千㎡	総数比 %	戸 数	床面積 千㎡	総数比 %	戸 数	床面積 千㎡	総数比 %	戸 数	床面積 千㎡	総数比 %
昭和59	1,187,282	100,228	59.4	594,144	57,892	57.8	85,523	5,723	272,526	18,165	230,522	18,118	3,572	248	83	995	83				
60	1,236,072	103,132	59.1	591,911	57,988	56.2	90,701	6,297	294,251	19,473	255,445	19,100	3,047	208	66	717	66				
61	1,364,609	111,004	63.3	858	61,184	55.1	92,589	6,585	332,771	21,388	300,773	21,522	3,475	234	90	1,143	90				
62	1,674,300	132,526	74.1	552	72,372	54.6	105,179	7,325	445,341	26,931	378,442	25,628	2,852	202	69	934	69				
63	1,684,644	134,531	69.7	267	69,843	51.9	139,997	9,901	455,463	28,673	388,530	25,865	2,534	181	68	853	68				
平成元	1,662,612	135,029	71.9	870	71,977	53.3	140,795	10,084	404,006	25,825	394,625	26,896	2,396	167	81	920	81				
2	1,707,109	137,490	72.7	765	72,440	52.7	164,416	11,492	434,151	26,956	377,603	26,369	2,207	162	71	967	71				
3	1,370,126	117,219	62.4	003	64,547	55.1	115,122	8,666	303,253	20,376	325,219	23,444	1,675	119	66	854	66				
4	1,402,590	120,318	67.1	130	68,884	57.3	77,657	6,006	279,736	19,195	371,752	26,051	1,430	106	76	885	76				
5	1,485,684	131,683	69.7	496	75,116	57.0	71,508	5,344	345,108	23,707	368,999	27,313	1,433	108	95	1,140	95				

資料：建設省「建築統計年報」

柱角が1%, 米マツが13%, 米ツガが12%, 北洋エゾマツ平割も1%上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

5年の木材(丸太及び製材)輸入量は3,406万㎡で前年に比べ2%減少した。

これを材種別にみると、前年に比べ米材は2%, 南洋材は21%, ニュージーランド材は7%減少し、北洋材は19%, チリ材は25%増加した。

5年の材種別割合は米材47%, 南洋材26%, 北洋材15%, ニュージーランド材6%, チリ材2%, その他4%となっているが、南洋材輸入量は、資源的制約、産地における丸太輸出規制等から、今後も減少傾向で推進するものと考えられる。(表29)

金額ベースでみると、木材(丸太、製材、合板、チップ等)輸入額は、1兆6,212億円(前年比117%)で我が国の総輸入額26兆8,264億円(同91%)の6%を占めている。

(イ) 南洋材

5年度の南洋材輸入量は丸太746万㎡(同75%), 製材130万㎡(同113%)となっている。

丸太の輸入を供給国別にみると、マレーシアからの輸入が546万㎡(同64%)となり、その南洋材輸入量に占める割合は73%(3年90%, 4年86%)と依然高水準を保っているものの近年、減少傾向で推移している。

製材については、マレーシアが73万㎡(同105%), インドネシアが50万㎡(同132%)となり、この2か国で南洋材製材の95%を占めている。

合板については、インドネシアからの輸入量が336万㎡(同125%)と最も多く合板総輸入量の84%を占めている。

60年インドネシア、61年フィリピン(造材木等を除く)、元年にバブアニューギニア(一部樹種)、4年にはベトナム、カンボジア、5年には、マレーシア・サバ州がそれぞれ丸太輸出を禁止した。

なお、インドネシアについては、4年に丸太輸出禁止を解除したが、代わりに高額の出税を導入しており、実質的には輸出禁止となっている。

(ロ) 米材

5年の米材輸入量は丸太819万㎡(前年比88%), 製材777万㎡(同114%), 計1,596万㎡(同99%)と減少した。国別には、アメリカ63%, カナダ37%(前年はアメリカ68%, カナダ32%)と、アメリカの丸太・製材の減少により、カナダのウエイトが高まってきている。米材に占める製材の比率を材積でみると、アメリカ23%, カナダ92%となっている。

(ウ) 北洋材

5年の北洋材の輸入量は、丸太497万㎡（前年比119%）、製材29万㎡（同126%）、計526万㎡（同119%）と7年ぶりに増加した。これは、近年のロシア国内の社会・経済の混乱等により減少傾向で推移していたものの、平成5年には他の木材産地からの輸入木材価格が高騰したため、合板用材等の代替材として注目され、輸入量が増加したものとみられる。

イ 輸出

5年の木材製品の総輸出額は103億円と前年比84%となっている。

輸出内訳は、金額ベースで、製材・加工材16%、薄板・合板用単板11%、繊維板9%、合板8%、その他55%となっている。我が国の木材・木製品の輸出は、その24%が台湾で、以下韓国15%、インドネシア14%、米国8%、ドイツ7%の順になっている。

表29 木材の輸入量

			4 年			5 年		
			丸 太	製 材	計	丸 太	製 材	計
南	洋	材	996	114	1,110	746	130	875
米		材	929	681	1,610	819	777	1,596
北	洋	材	419	23	441	497	29	526
そ	の	他	244	87	331	282	126	408
	計		2,588	905	3,493	2,344	1,062	3,406

資料：大蔵省「貿易統計」

(3) 木材工業の動向

最近における木材工業の業況についてみると、55年以降の新設住宅着工戸数の急減等起因した木材需要の大幅な減退と引き続く停滞及び60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機とした新設住宅着工戸数は回復を示し、62年から2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。

5年の新設住宅着工戸数及び木造率は、それぞれ149万戸、47%と若干回復したものの、業況は依然として厳しい環境にある。

また、需要者ニーズが多様化・高度化する中で、製材・合板を中心とする製品輸入が増大し、原木輸出規制の動きが強化されるとともにガット・ウルグアイ・ラウンド合意による関税の引き下げが決定される一方で、国産材資源が充実しつつあるなどの木材需給構造の急激な変化及び深刻化する労働力不足等、各種の構造的な問題が顕在化してきており、業界においては、こうした変化にどのように対応していくかが今後の重要な課題となっている。

ア 製材業

5年末における製材工場数は15,386工場を数え、前年に比べ439工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は82.0kW（前年比101%）と

引き続き増加しているが、37.5kW未満の工場数が全体の33%を占めており、依然として零細性を表わしている。5年における製材用素材の総入荷量は3,906万㎡（前年比96.7%）となった。この中で国産材は前年並みであったものの、外材の入荷量は前年に比べ6%減少したことにより、製材用素材供給の外材依存度は56%と前年に比べ若干減少した。

また、製材品出荷量は2,662万㎡（前年比96%）となり、これを用途別にみると、建築用材80%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材9%、家具・建具用材4%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

5年末の合板製造工場数は、前年に比べ16工場減少し490工場となった。これを工場の類型別にみると、普通合板のみを生産する工場は10工場減少して79工場に、特殊合板のみを生産する工場は、5工場減少して335工場となった。また、単板のみを生産する工場は44工場と変わらず、普通合板と特殊合板を生産する工場は32工場と1工場減少した。

5年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ11%減少し、789万㎡となった。材種別にはラワン材を主とする外材が前年に比べ12%減の762万㎡、国産材についても前年に比べ1%減の27万㎡となった。

5年の普通合板の生産量は7億8,900㎡（前年比90%）、特殊合板の生産量は3億6,300㎡（前年比98%）となった。

2 国産材の流通体制整備及び木材需要の拡大

(1) 国産材の流通体制整備

需要者のニーズに応え品質の安定した国産材製品を低コストで安定的に供給し得る国産材産地体制を整備するため、木材関連業者等の組織する団体を主な事業主体として、原木流通拠点施設、加工拠点施設、製品流通合理化施設の整備等を推進する事業につき助成した。

また、国産材産地体制整備の模範となる優良な取組事例を全国レベルの基準で評価・推奨する事業を実施した。

更に、スギー般材の利活用を全国レベルで推進する事業を実施するとともに国産材を製材、加工する製材業者等がリース制度を活用して原木自動仕分機、CAD・CAM装置を導入する場合にリース料の一部を軽減する事業につき助成した。

(2) 木材需要の拡大

木材需要の拡大を図るため、次の各種の施策を推進した。

枠組壁工法、ログハウス用資材等として国産材の利用を推進する技術・新製品の開発、メンテナンスシステムの開発等の推進のほか、今後、供給が大幅に増大するスギー般材の利用技術・用途開発等の推進及び木質製品の品質保証体制を総合的に整備する事業を推進するとともに、大工など住宅建設の担い手の減少等に対応した建設担い手の技能向上、3階建て在来軸組構法住宅部材等の開発、新構造用製材の生産技術の向上等を図る事業の実施に加え、木質廃棄物のリサイクルに関する調査や技術開発等を実施したほか、乾燥材の安定供給体制の整備を図る乾燥技術マニュアルの作成、乾燥整備の導入等を推進した。

また、国産材の需要拡大を図るため、消費者に対し、木材の良さを普及啓発するとともに、公共施設の天井・床・壁等の木質化、高度加工木製品の流通振興及び大型木造建築物等の建設促進のための欧米諸国の木材利用方法を普及・定着させる事業を実施したほか、建造物等の木造化を推進するための標準的な設計施工マニュアルの作成、地域材のブランド化等の推進に加え、新たに都道府県を単位とした国産材の利用等に関する情報の収集分析及び提供を行うネットワークの整備について助成した。

更に、森林資源の有効活用を図るため、スギー般材の加工技術上の課題の抽出、新技術導入の可能性等に関する調査を実施するとともに、木材の新規用途を開

発するため、木材のプレス成形や射出成形を可能とする熱可塑性・液化技術、精油、樹脂等の樹木の抽出成分を香料、食品添加物として利用する技術、電磁波遮蔽性等新たな機能の付加を目的とする木材と他材料との複合化技術の開発及び地域の木質資源を高度に利用する調査事業を実施した。

このほか、日本農林規格(JAS)の制定・改正に伴う内容の周知徹底及び指導に努めるとともに、木材の需要開発、利用技術の開発・普及を推進するため、市場調査、新製品の開発研究、建築用木材の性能評価等を行う事業につき助成した。

3 木材産業の体質強化

熱帯材資源の減少、原木の輸出規制の動き、製品輸入の急増及び需要者ニーズの変化、代替材の進出など需給構造の急激な変化に対応し、木材加工製品の高付加価値化、低コスト化、原料転換等を図るため、高性能加工設備の導入促進、付加価値の高い新製品開発のための新技術・機械装置の開発・普及及び木質パネル類等先進木質建築資材の調査とその試作・試験を実施するほか、新たに、木材加工場の労働環境改善を図るための防塵・防音効果の高い機械装置の開発、非構造用部材の機械プレカットシステムの開発及び生産能力の適正化を図る木材産業再編整備の事業を実施するなど、木材産業の高度化を総合的に促進する事業を推進した。

また、流域を単位として、素材生産を行う林業事業体の再編整備を行い、若者も参入し得る魅力ある就労条件を提供できる優良で強い体質の林業事業体を育成していくため、林業事業体の組織化、経営の高度化、規模の拡大等を促進するとともに、流域内の作業路網、素材生産施設等を一体的に整備する事業を実施した。

更に、「中小企業近代化促進法」に基づき、一般製材業、合平板製造業等の構造改善事業が円滑に推進されるよう指導した。

4 木材需給の安定

(1) 木材の需給見通しの公表等

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、所要の対策を協議するための木材需給対策協議会を開催した。

また、木材需要に見合った安定的な木材の輸入を図るため、木材需給対策中央協議会において、四半期ごとの木材の短期需給見通し及び1年間の木材の長期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業の新たな展開

昭和49年度から木材需給安定対策事業の柱として実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了し、3年度からは、新たな展開として、①木材の需給動向等の情報の収集・分析・提供、②木材利用の普及啓発、消費者向けの情報サービスを総合的に推進することにより木材の需給安定に取り組んでいる。

5 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」、「桐材」、「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまで、その種類は極めて多い。これらの特用林産物の生産は、その生産額が林業粗生産額の3分の1強を占め、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と山村住民の定住化に大きな役割を果たすとともに、近年の自然・健康・本物を志向する国民の生活・文化の向上に貢献している。

ここ数年の生産動向をみると、生産額の過半を占めるきのこ類については、「乾しいたけ」、「生しいたけ」、「ひらたけ」等の生産量が横ばい又は減少傾向であるのに対し、「ぶなしめじ」、「まいたけ」等比較的新しいきのこが大幅に伸びている。また、非食用のものについては、代替品の進出等厳しい状況の中で減少傾向にあるが、木炭（粒炭）は土壌改良等の燃料以外の用途を中心に増加傾向にある。

平成5年の特徴としては、

- ① 生産額が3,902億円と前年を22億円上回り過去最高となったこと。
 - ② 「ぶなしめじ」、「まいたけ」が、前年に引き続き生産量、生産額ともに大幅に増大していること。
 - ③ 土壌改良材、水質浄化材等の新たな用途が拡大している木炭（粒炭）の生産量が前年に引き続き増加したこと。
- などがあげられる。

(2) 特用林産物振興対策

特用林産物の産地化形成を推進するため、大型モデル拠点を整備する事業及び都市住民を対象としたオーナー制度の促進など地域の特色を活かした事業を実施し、特用林産物の供給体制の整備を図り、計画出荷、流通の改善に関する指導と消費者に対する情報の提供等を通じて需給の安定を図ったほか、新たに特用林産物の生産・加工等の省力化、高付加価値化を図る高性能機械の開発を促進する事業を実施した。

また、火山活動によるしいたけ等の降灰被害に対処するためのその周辺地域の防災対策の推進及び伝統的な工芸品等の原材料となる特用林産物の振興を図るとともに、木炭の利用拡大を図るため、新たに木炭を配合した複合新資材の開発を行う事業を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査・指導を実施するとともに、練炭、豆炭、オグライト等の木質系固形燃料の生産、流通及び消費の増進につき指導した。

表30 特用林産物の需給状況（5年）

品 目	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	9,299	7,208	696	15,811
生しいたけ	"	77,394	15,586	—	92,980
ぶなしめじ	"	22,614	—	—	22,614
えのきたけ	"	103,537	—	—	103,537
ひらたけ	"	23,608	—	—	23,608
ぶなしめじ	"	48,480	—	—	48,480
まつたけ	"	349	1,943	—	2,292
くるみ	"	21,004	33,191	—	54,194
わさび	"	588	20,005	8	20,585
たけのこ	"	4,453	—	—	4,453
生うるし	kg	90,164	237,125	—	327,289
竹材	千束	3,965	170,964	—	174,929
桐材	m ³	5,066	881	2	5,945
木炭	t	7,362	112,728	—	120,090
薪	千層積m ³	72,662	93,582	67	166,177
		138	—	—	138

(注) 1 林野庁林産課調べ。

2 不明なもの及びないものについては一印とした。

3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算によった。

4 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれから付き、生に換算した。